

令和7年度愛媛県水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本県の農業は、気候や立地条件により、果樹、畜産、米穀、野菜等の多彩な生産活動が行われており、特にかんきつ類は、沿岸部や島しょ部を中心に、全国有数の産地が形成されている。

水田農業においては、県農業産出額の11%（R5年度）を占める水稻を主体に、はだか麦、大豆、野菜等を組み合わせた生産を行っており、特に、はだか麦については、瀬戸内の乾燥した気象条件を背景に、東・中予地域の排水良好な扇状地等を中心に作付けされ、収穫量は38年連続全国一となっている。

しかしながら、本県は中山間地域の占める割合が高く、水田農業において重要となる低コスト化、省力化への取組が遅れていることに加え、農業従事者の高齢化等による担い手不足、それに伴う水田の減少等、多くの課題を抱えている。

このような中、担い手の経営安定と本県水田農業の持続的発展のためには、主食用米の競争力強化とあわせて戦略作物である飼料用米、麦、大豆の他、野菜等を組み合わせた水田のフル活用等により農家所得の向上、農地の保全と高度利用を目指した水田農業経営を推進することが不可欠である。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

適地適作を基本に、平坦部においては、「ひめの凜」を核とした水稻・麦の二毛作体系及び大豆を加えた体系に野菜等の高収益作物を組み合わせた経営を推進するとともに、規模拡大が難しい中山間地においては、省力的な管理が可能で今後も安定的な収益が見込める品目や山間地でも特に高収益が見込まれる品目への転換を推進する。

高収益作物の導入については、水田農業高収益化推進計画（令和2年6月策定）に基づき、計画的に取組を進める。生産量日本一を誇るはだか麦については、認知度向上のための県民へのPR活動、学校給食や社食での利用拡大、特産の「麦みそ」向け原料等への利用拡大等による県内消費拡大に取り組む。さらに、はだか麦の利用可能な企業への働きかけによる利用業者の開拓など県外需要の拡大についても積極的に推進する。

また、大規模化が進んでいる平坦部、規模拡大が難しい中山間地、それぞれの地域に適したスマート農業、低コスト・省力化技術、高品質・多収生産技術等を導入し、生産性の向上を図ることにより、儲かる水田農業を推進する。なお、規模拡大や大区画化が可能な地域においては、地域計画の実行や期間借地の推進等により、団地化に向けた話し合いを推進し、一層の生産性向上に取り組む。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

平坦部においては、認定農業者及び「地域計画」に位置付けられた担い手への農地利用の集積・集約化を加速させるとともに、生産基盤の強化により収益性の高い水稻・麦の二毛作体系を中心とした大規模経営体を育成し、水田農業の維持・発展を図る。

一方、担い手確保が難しい中山間地域の条件が悪い農地については、野菜や果樹と比べて収益性がそれほど高くない水稻を中心とした経営では水田の維持が難しくなっていることから、省力的な管理が可能で今後も安定的な収益が見込める品目や山間地でも高収益が見込まれる品目への転換を進め、農地を有効活用し、産地の維持・拡大を図る。

なお、地域によっては、排水対策等を講じたうえで、傾斜地の樹園地と比べて労働生産

性の高い水田での果樹栽培の検討を行う。

また、地域協議会の高収益作物に係る助成内容や地域協議会への聞き取り等を通じて水田の利用状況の把握に努めるとともに、畑作物のみや果樹が栽培されており、今後も水稻作に活用される見込みがない水田については、周辺農地の利用状況や、地域における当該品目の振興方針等を確認したうえで、産地の状況に応じて、産地推進計画の策定及び畑地化支援等を活用した畑地化の取組を支援する。

ブロックローテーションについては、水張りを行うことで畑作物の連作障害を防ぐことができることから、主食用米や飼料用米等の水稻、畑作物、「さといも」等の露地野菜を組み合わせた栽培体系拡大を推進し、収量の安定化を図る。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

米の消費県である本県においては、県内需要に対応できる生産力を維持するとともに、県産米の需要拡大を図るために次の取組を行う。

- ① 県域段階では、県農業再生協議会が、市町段階では地域協議会が、県や関係機関・団体と連携して、主食用米の生産量を判断する際の参考となる「生産の目安」等の情報提供を行い、需要に応じた生産を継続実施するとともに、実需者や消費者に対する本県オリジナルの品種‘ひめの凜’等県産米のPRや需要の拡大を進める。
- ② 県特別栽培農産物等認証制度（エコえひめ）やGAP、エコファーマー等の制度を活用し、安全・安心な地域ブランド米の生産拡大や、環境に配慮した農業生産を進めるとともに、農産物直売所の活用等による地産地消の取組を推進する。
- ③ 近年の温暖化や気象変動に伴う米の品質低下に対応するため、土づくりを基本に、地域に適した高温耐性品種の導入や気象変動に対応した栽培技術の普及を進め、安定生産技術の確立を図るとともに、県産米のブランド化と需要拡大に繋げる。
- ④ 県育成の酒造好適米‘しずく媛’について、県酒造組合と連携した日本酒のPR等により、需要の拡大を図る。また、外食や中食向けの業務用米については、需給動向を見極めながら計画的な生産販売と販路の拡大を図る。

また、担い手の確保・育成や農地集積を図るために次の取組を行う。

- ① 認定農業者及び「地域計画」に位置付けられた地域の中心となる経営体を主体に、集落営農組織の育成や法人化の推進、企業参入を含む他業種との連携等、地域の実情を踏まえた担い手の育成を図る。
- ② 「農地中間管理機構」による農地貸借の促進や当該農地の利用条件の改善等の実施により、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を加速させる。
- ③ 高齢化・兼業化が進み、担い手となる経営体の確保が困難な地域等においては、地域の受け皿となる集落営農組織やJA出資型法人、農作業受託組織等の育成に取り組む。

(2) 備蓄米

水田の有効活用や農家の経営安定を図るため、今後の需要と供給のバランスを見ながら作付けを推進する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

畜産農家とのマッチング活動や全農スキーム（全農が飼料用米を集荷して、飼料工場へ広域的に供給する仕組み）に積極的に取り組み、認定農業者や認定新規就農者等の担い手の作付け取組を推進するとともに、県特認の多収品種‘媛育71号’による取組を支援し、農業経営の安定化を図る。

また、戦略作物助成の支援対象の見直しに対応するため、採種ほでの‘媛育71号’

の採種に取組み、作付拡大を後押しするとともに、地域の実情に応じた多収品種の作付を推進する。

イ 米粉用米

現在の利用状況は、J A直売所における製パン原料や米粉販売に限定されている。

今後、新たな需要開拓を図るために、実需者とのマッチング活動を推進するとともに、認定農業者、認定新規就農者等の担い手の作付けや、県特認の多収品種「媛育 71 号」による取組を支援し、作付を推進する。

ウ 新市場開拓用米

輸出等の新市場開拓用米への取組に積極的な担い手等の農家を掘り起こし、輸出事業者とのマッチングやグローバルGAPの取得等を支援し、新たなマーケットの開拓の取組を推進する。

エ WCS 用稲

畜産農家とのマッチング活動を推進し、耕種農家と畜産農家の連携強化を図ることで、作付けの取組を推進する。また、地域の実情に応じた専用品種の導入や作業機械の共同利用、団地化による効率的生産を推進する。

オ 加工用米

実需者からの多様な要望に的確に対応するため、産地や品種の選定、栽培方法を検討し、安定的な供給と団地化により効率的な生産に努め、認定農業者や認定新規就農者等の担い手の作付け取組を推進する。掛け米として需要のある県特認の多収品種「媛育 71 号」については、県酒造組合、産地、J Aグループ等との連携を密にし、需要に応じた生産拡大を図る。

(4) 麦、大豆、飼料作物

ア 麦

はだか麦については、「ハルヒメボシ」への品種転換が完了したが、生産面においては栽培期間中の気象条件に大きく左右されて近年は豊凶差が大きくなっていることから、収量・品質向上技術の取組による安定生産を推進する。また、今後、はだか麦産地を維持拡大するためには、将来的・安定的な需要を確保する必要があることから、機能性をPRしながら、新たな需要拡大に取り組む。

小麦については、実需者の要望に対応した作付けの取組を推進する。

イ 大豆

関係機関と連携して、新技術の導入等による生産性向上、圃場条件の改善、機械の導入による省力化や規模拡大を推進し、作柄の安定化と品質向上及び需要に応じた生産拡大を図る。

ウ 飼料作物

耕畜連携による生産拡大を図るとともに、機械の共同利用化等によるコスト低減化を推進する。

(5) そば、なたね

各地域の実情や需要に応じて、作付けの取組を推進する。

(6) 地力増進作物

「レンゲ」、「ソルゴー（ソルガム）」、「ヘアリーベッチ」、「ひまわり」、「なたね」、

「トウモロコシ」、「デントコーン」、「エンバク」、「クロタラリア」、「パールミレット」、「カラシナ」などの地力増進作物を組合わせた栽培を推進して、土づくりや連作障害対策、地力向上などに取り組み、野菜など畑作物の単収向上を図り産地の維持拡大を図る。

(7) 高収益作物

ア 野菜

価格安定制度の対象である「さといも」、「トマト」、「きゅうり」等の18品目を振興品目として位置付け、水田高度利用による農業経営の強化や地域の特性を活かした個性的な産地の拡大を推進する。

イ 花き・花木

「シンテッポウユリ」、「キク」、「枝物」等の11品目を主要振興品目として位置付け、高品質・低コスト生産の推進、新技術の開発・普及等により、地域の特性を活かした個性的な産地の維持・拡大を推進する。

ウ 果樹

適地適作を基本に、かんきつ類では、「温州みかん」、「伊予柑」、「紅プリンセス（愛媛果試第48号）」、「紅まどんな（愛媛果試第28号）」、「甘平」等を、落葉果樹では「キウイフルーツ」、「くり」等の栽培を推進し、周年供給体制の一層の強化を推進する。

水田利用においては、苗木生産等の有効利用等により果樹経営を補完する。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 地域農業再生協議会が水田収益力強化ビジョンを策定する場合には、都道府県水田収益力強化ビジョンの後に添付してください。

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

５ 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和８年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	12,700		12,900		12,900	
備蓄米						
飼料用米	326		370		309	
米粉用米	5		5		7	
新市場開拓用米			5			
WCS用稲	255		250		269	
加工用米	45		45		46	
麦	2,163	1,656	2,073	1,648	2,161	1,715
大豆	320	4	333	3	343	3
飼料作物	276	109	261	97	313	119
・子実用とうもろこし	11		11		14	
そば	23	20	23	20	27	25
なたね						
地力増進作物	2		4		7	
高収益作物	1,942	98	1,989	106	2,137	133
・野菜	1,670	98	1,715	106	1,846	133
・花き・花木	120		120		128	
・果樹	131		132		135	
・その他の高収益作物	21		22		28	
その他	2		2		2	
・工芸作物、雑穀	1		1		1	
畑地化	15		14		37	4

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標		
				前年度（実績）	目標値
1	飼料用米（媛育71号除く）、米粉用米、加工用米、新市場開拓用米	飼料用米等担い手加算	作付面積 担い手作付け割合	（令和6年度）245ha （令和6年度）89%	（令和8年度）325ha （令和8年度）85%
2	飼料用米	飼料用米認定農業者等加算	作付面積 認定農業者等作付け割合	（令和6年度）296ha （令和6年度）73%	（令和8年度）340ha （令和8年度）65%
3	媛育71号（飼料用米、加工用米、米粉用米）	飼料用米等における媛育71号の取組加算	作付面積 媛育71号導入割合	（令和6年度）157ha （令和6年度）42%	（令和8年度）170ha （令和8年度）50%
4	はだか麦	はだか麦収量・品質向上加算	作付面積 一等比率	（令和6年度）－	（令和8年度）2,000ha （令和8年度）70%
5	小麦	小麦作付助成	実施面積	（令和6年度）177ha	（令和8年度）200ha
6	さといも	さといも担い手拡大加算	実施面積	（令和6年度）202ha	（令和8年度）310ha
7	WCS用稲	WCS用稲担い手加算	実施面積	（令和6年度）236ha	（令和8年度）260ha
8	新市場開拓用米	複数年契約加算	取組面積	（令和6年度）0ha	（令和8年度）5ha
9	そば、なたね	そば、なたね作付助成	作付面積	（令和6年度）3ha	（令和8年度）3ha
10	新市場開拓用米	新市場開拓用米作付助成	作付面積	（令和6年度）0ha	（令和8年度）10ha
11	地力増進作物	地力増進作物作付助成	実施面積	（令和6年度）1ha	（令和8年度）3ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:愛媛県

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	飼料用米等担い手加算	1	10,000	飼料用米(媛育71号除く)、米粉用米、加工用米、新市場開拓用米	作付面積に応じて支援
2	飼料用米認定農業者等加算	1	4,000	飼料用米	作付面積に応じて支援、認定農業者・認定新規就農者対象
3	飼料用米等における媛育71号の取組加算	1	10,000	媛育71号(飼料用米、米粉用米、加工用米)	塩水選・種子消毒、基肥一発肥料の施用、秋冬期のあら起こし等
4	はだか麦収量・品質向上加算	1	5,000	はだか麦	収量・品質向上の取組に応じて支援
4	はだか麦収量・品質向上加算(二毛作)	2	5,000	はだか麦	収量・品質向上の取組に応じて支援
5	小麦作付助成	1	20,000	小麦	令和3年産からの増加面積に応じて支援
5	小麦作付助成(二毛作)	2	20,000	小麦	令和3年産からの増加面積に応じて支援
6	さといも担い手拡大加算	1	10,000	さといも	作付面積に応じて支援(10a以上)
7	WCS用稲担い手加算	1	5,000	WCS用稲	作付面積に応じて支援(専用品種に限る)
8	複数年契約加算	1	10,000	新市場開拓用米	契約面積に応じて支援(令和7年産からの新たな契約かつ契約期間が3年以上)
9	そば、なたね作付助成	1	20,000	そば、なたね	作付面積に応じて支援
10	新市場開拓用米作付助成	1	20,000	新市場開拓用米	作付面積に応じて支援
11	地力増進作物作付助成	1	20,000	地力増進作物(ソルゴー(ソルガム)、ヘアリーベッチ、れんげ、ヒマワリ、なたね、トウモロコシ、デントコーン、エンバク、クロタリア、パールミレット、カラシナ)	地域の取組に応じた配分の対象となる取組に応じて支援

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。